



山梨県緊急雇用創出事業臨時特例基金事業

新分野進出企業若年者雇用支援事業の公募について

1 事業の目的

この事業は、山梨県緊急雇用創出事業臨時特例基金を活用するものです。

県内の中小企業者が、若年の失業者を雇用し、新商品・新サービスの開発、新技術・新方式の導入等の企画や実施に従事させることで、経営革新の促進を図ることを目的としており、このことで地場産業を活性化し、雇用機会の創出を行おうとするものです。

2 事業の概要

この事業は、山梨県が、新しい事業等にチャレンジし経営を革新しようとする企業に対し委託して行います。

受託企業では、40歳未満の失業者から1人以上新規に雇用していただきます。この新規雇用した者を含めて経営革新の企画・実施を行うこととなります。

新規雇用する際は、ハローワーク等をご活用ください。

3 対象となる企業

対象企業は、県内に主たる事業所か製品工場等の拠点事業所を有する中小企業や同等規模の産業活動を行う団体が対象です。

4 チャレンジ対象となる新分野

対象となる新しい事業内容は、次の分野のいずれかに該当するものに限ります。

- (1) 国の重点分野（介護、医療、農林、環境・エネルギー、観光、地域社会雇用）
- (2) 県選定分野（子育て・福祉、産業振興、情報通信）

5 対象となる事業内容

対象となる新しい事業内容を例示すると、次のようなものです。

- (1) 新商品の開発・生産
- (2) 新サービスの開発・提供
- (3) 商品の新たな生産・販売方式の導入
- (4) サービスの新たな提供の方式の導入

6 委託額等

委託の年間上限額は、5,000,000円です。

対象となる経費は、新規雇用する若年者の人件費及び研修費、その他の事業費です。

委託額の1/2以上は、新規雇用する若年者の人件費として支払う必要があります。

委託額から人件費を差し引いた額の3/5以上は、新規雇用する若年者の研修費として支出する必要があります。

7 事業の実施期間

事業期間は、契約締結日から1年間です。ただし、事業の実施に必要と認められる場合は、平成24年3月31日を限度として更新可能です。

8 募集企業数

10社を予定しています。

9 応募書類と提出部数

応募書類は、正本1部を郵送又は持参してご提出ください。ただし、土日は、持参での受付はできません。

なお、応募書類は返却しません。

応募書類の事業計画書（様式第1）については、ファイルを県庁のホームページ <http://www.pref.yamanashi.jp/sangyo-shien/shinbunnyajakunen.html> から取得できます。

10 応募受付期間

第1回締め切り 平成22年11月 5日（金）必着

第2回締め切り 平成22年11月19日（金）必着

（第1回締め切りに応募して選定された企業が10社に満たなかった場合に限り、第2回締め切りまでに提出された応募書類に基づき審査・選定を行います。）

11 応募書類の提出先及び問い合わせ先

山梨県商工労働部産業支援課 技術・事業化支援担当

〒400-8501 山梨県甲府市丸の内1-6-1

TEL 055-223-1544 FAX 055-223-1534

12 審査方法

書類審査により、選定します。

なお、審査の都合上、提案内容に関する追加資料の作成を依頼することがあります。

13 選定された場合の留意点

- (1) 委託料は原則精算払いですが、必要な場合は一部を前金払いすることもできます。
- (2) 新規雇用した者に対する人材育成計画を作成する必要があります。
- (3) 必要に応じて進捗状況の報告や企業訪問にご協力いただくことがあります。
- (4) 実績（事業報告及び経過・結果レポート）の提出が必要となります。
- (5) 委託に関する雇用状況や賃金支払状況を明らかにするための書類、帳簿等を整備していただくとともに、平成29年5月まで保管していただきます。

